

独立行政法人日本学生支援機構年度計画（平成16年度）

（序 文）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づく、平成十六年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の徹底した見直し、情報化の推進及び外部委託の推進等、業務の合理化、効率化等に努めるとともに、一般管理費（人件費を含む。）、及びその他の事業費（人件費を含み、学資金貸与業務費を除く。）に関しては、経費節減に関する中期計画の達成に向けた準備をすすめる。

また、学資金貸与業務に係る費用については、中期計画に基づき、平成16年度の事業規模を維持することを条件とした場合、平成17年度の学資金貸与事業が合理的、効率的・効果的な実施が図られるよう、平成17年度の業務運営に関する計画を策定するための検討を行う。

(2) 外部委託等の推進

① 学資金貸与事業について

学資金貸与業務においては、新たに以下のような外部委託を実施する。

i) 月次帳票の梱包・発送

ii) 「確認書」、「返還誓約書」の点検作業

返還金回収業務においては、これまでの住所調査、電話番号調査に加え、リレー口座（口座振替）加入率に関する中期計画の達成に向け、リレー口座の振替不能者に対する架電について対象を拡大するほか、新たに以下のような外部委託を実施する。

i) リレー口座加入者のうち長期振替不能者に対する返還督促

ii) リレー口座未加入の延滞者に対する加入及び返還督促

iii) 請求書送付後の未入金者への返還督促

② 留学生寄宿舍等の管理運営について

機構が整備・保有する留学生寄宿舍等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託する。併

せて、役務契約等の見直しを行い、固定費削減について検討を進める。

2 組織の効率化

(1) 適切な組織体制の構築等

- ① 理事長の下に外部有識者で構成する政策的、専門的、実務的観点から提言を行う「政策企画委員会」を設置する。

また、広範多岐に渉る業務を機動的・総合的に掌理するために、「政策・広報室」を設置し、企画・総合調整、業績の評価分析、情報公開、危機管理対応等の機能を特に充実する。

- ② 部課の整理統合や大学等及び関係機関との新たな連携関係の構築などを含めた組織の見直しを開始するとともに、合理的、効率的・効果的な業務運営が可能な組織を構築するため、業務量の分析や将来推計等を行う。

- ③ 旧5法人の管理部門を一元化する。

また、留学生等支援を始めとした事業部門を集約して「留学生事業部」を設置し、留学生寄宿舎等の設置及び運営、留学生交流推進事業等を効率的に行う。

- ④ 大学等における学生相談・指導業務の充実に資するため、「学生生活部」を設置し、研修事業、並びに様々な学生支援に関する情報の収集・提供を行うとともに、業務を一層合理的、効率的・効果的に行うための計画を策定する。

- ⑤ 本部権限の支部への移譲に係る方針及び方法等についての検討を開始し、平成17年度以降の実施に備えた準備を進める。

(2) 適切な人事管理

適切な人事管理を行うため、以下の措置を実施する。

- i) 新規採用や専門的な能力を有する者の中途採用など、職員の採用を合理的、効果的に行うため、「職員採用計画」を策定する。
- ii) 公正な人事評価制度の導入、職員研修の体系的実施、関連機関との積極的な人事交流、幹部職員への女性登用など、人材育成を合理的、効果的に行うため、「人材育成計画」を策定する。

3 評価

(1) 評価マニュアルの策定

中期目標、中期計画及び年度計画の進捗状況を適切に評価し、その結果を業務の改善に活かすため、分析・評価・改善のサイクルに関するマニュアルを策定する。

(2) 自己評価・分析の実施

「政策・広報室」において、各事業の業務の実績に係る点検項目や指標を策定し、自己評価・分析を年度終了後速やかに実施する。

また、各支部において、公聴モニター機能を確立させるため、具体化計画を策定する。

(3) 外部評価の実施

適切な委員の人選を行い、評価を行う委員会を設置するとともに、評価手法や評価指針を定め、年度終了後速やかに外部評価を行う。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 共通的事項

(1) 透明性及び公平性の確保

① 支援業務の実施に係る手続きの透明性及び公平性を確保するため、以下の措置を実施する。

i) 学資金貸与業務の審査にあたっては、法令の定めに従い、大学等による審査に加え、機構においても適正に実施する。なお、基準等についてはホームページで公開するとともに、一層の改善を図るため、専門委員で構成する委員会を設置する。

ii) 優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度については、法令に基づき、基準や体制を整備し、適切に実施する。

また、返還猶予や死亡・心身障害による免除については、透明性、公平性を保持するため、審査基準や審査体制について検討する委員会を設置する。

iii) より適格な留学生の質を確保するために、各大学等での成績評価及び出席状況等の調査を行い、国費留学生に準じ、機構で行う私費留学生に対する学資の支給等援助に係る、採用時及び採用後の適格性の認定のための基準を設ける。

(2) 広報活動の充実

① ホームページなど電子媒体を積極的に活用し、各種学生支援制度の利用希望者に対し、手続き、対象者、条件その他利用に当たって必要な情報を迅速かつ正確に提供するとともに、特にホームページの年間アクセス数について、平成15年度実績以上を確保する。

② 平成16年4月より、国、旧5法人が実施してきた各種の学生支援事業が機構に移管されたことについて、刊行物の作成・配布等により、周知を図る。

また、これまでの機関紙等について統合・廃止を含めた見直しを行うとともに、

電子化等の合理的、効率的・効果的な広報手段の開発に着手する。

- ③ 組織内部の情報把握とデータ管理、上記情報公開機能の支援などの体制の整備とともに、人材の育成を行うための調査を開始する。

支部において、公聴モニター機能を確立させるため、具体化計画を策定する。

(3) 情報公開の推進

- ① 適切な委員の人選を行い、「情報公開委員会」を設置するとともに、機動的にこれを開催する。
- ② 情報公開並びに個人情報保護を所掌する職員を配置し、個人情報保護に関する関係法令等に留意しながら、指針の策定をはじめ、適切な情報管理を行う。
- ③ 各業務のマニュアル化を推進するとともに、職員の意識涵養のため、情報公開に係る講習を実施する。

2 学資の貸与その他援助

(1) 情報提供の充実

ホームページにおいて、学資金の申込、返還等に関する質疑応答集を、質の確保に留意しつつ、項目を80%以上増加させる。

また、災害救助法が適用された地域の被災家庭の学生等に対する学資金の緊急採用（応急採用）の応募受付並びに返還猶予制度の適用、その他貸付条件の変更等が生じた際は、その都度迅速にホームページにおける必要な情報の更新を行う。

(2) 諸手続きの改善、効率化

- ① 大学等からの奨学生身分の廃止・停止等の手続きを、電子的に受け付けるシステムを開発・導入し、処理の迅速化・効率化を推進するとともに、現行の申込手続き等の審査事項や様式の見直しに着手する。

奨学金の申請等を電子的に受け付ける「スカラネット」の利用促進を図り、大学等の「スカラネット」利用率を15年度実績以上とする。

- ② 関係機関との協議を行うなど、年度当初における継続者等の早期交付を実施するための準備を進める。

(3) 回収率の向上

- ① 奨学生の返還意識の涵養を図るため、以下の措置を適切に行うとともに、アンケート調査等により業務の見直しを行う。

i) 大学等が卒業を控えた奨学生に対し返還説明会を実施する場合、職員を派遣し、返還の重要性に係る指導を徹底する。

ii) 返還説明会の標準化を図るため、説明会用ビデオ及び事務マニュアルを開発す

- る。
- iii) 新規卒業者を対象に、学校長名の文書の発送を依頼し、卒業後の確実な返還開始に資する。
 - iv) すべての大学等に対し、卒業者の延滞状況等について通知し、大学等の理解と協力を得ながら、在学中より奨学生の返還意識の涵養に努め、延滞防止の改善に資する。
- ② リレー口座への加入促進を図るため、外部委託等の活用により、以下のような加入督促の拡大を行う。
- i) 未加入の新規卒業者に対し、加入督促通知を送付する。
 - ii) 未加入者に対し、外部委託により加入督促架電を拡大する。
 - iii) 未加入延滞者（未入金者）に対し、新たに外部委託により加入及び返還督促架電を行う。
- ③ 1年未満の延滞者への請求行為について、以下のような強化策を講じる。
- i) 残高不足により振替不能となった延滞者に対しては、督促状の送付や外部委託による督促回数の増加を図る。
 - ii) 連帯保証人、保証人に対しても、新たに督促状の送付や架電による実態調査を実施する。
- ④ 1年以上の延滞者への請求行為について、以下のような強化策を講じる。
- i) 個別返還指導については、これまで、一定の期間（第一種：3年以上、第二種：15ヶ月以上）を経過した延滞者を対象としていたが、1年を経過した延滞者にも対象を広げて指導を行う。
 - ii) 法的処理については、1年以上の延滞者のうち、特に必要な者（資力がありながら返還に応じない者）にも対象を広げる。
また、原則として、1年以上の延滞者全員に履行期限を設定し、履行されない場合は裁判所を通じた督促の手続きに入る旨予告等を行う
 - iii) 返還の意思はあるが、期日到来分の割賦金及び延滞金の全額返還が困難な延滞者については、分割による返還、返還の猶予など、生活実態等を踏まえた適切な指導を行う。
- ⑤ 学資金の回収については、以上①～④の措置をとるとともに、新規返還者の初年度末の返還率に関する中期計画の達成に向け、確実に回収を行う。

(4) 機関保証制度の導入

- ① 新規奨学生が平成16年度から人的保証と機関保証とを利用することができるよう、適切な保証機関の整備を支援する。

なお、海外留学のための有利子学資金の貸与については、人的保証と機関保証の双方の保証を受けるよう措置する。

- ② 保証機関が行なう主要業務である(i)保証審査管理、(ii)保証料・保証残高管理、

(iii)保証履行管理及びiv)求償権回収管理並びに(v)計数管理のうち(i)~(iii)については、保証機関との連携を密にしながら電算プログラムの開発を行うほか、保証依頼、保証料徴収、保証変更等の関係業務の追加・変更を円滑に処理する。

③ 大学等、学生等に対して、保証機関と連携し、機関保証制度の趣旨を適切に広報し、理解の促進、加入の促進を図る。

(5) 適切な適格認定の実施

奨学生に対する適格認定の実施に当たっては、当該取扱い基準（ガイドライン）の周知・徹底を図りつつ、これに基づき、大学等において(i)人物、(ii)健康、(iii)学業、(iv)経済状況を総合的に考慮して、(i)継続、(ii)激励、(iii)警告、(iv)停止、(v)廃止、(vi)復活等の認定を確実にを行い、その結果を機構に報告させる。機構はこの報告に基づき、奨学生に対する措置を適切に講ずる。

また、電子情報化なども含め、認定業務の見直しに着手する。

(6) 返還免除・猶予制度の適切な運用

① 優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除制度については、法令に基づき、基準や体制を整備し、適切に実施する。

② 返還猶予や死亡・心身障害による免除については、専門の委員会を設置し、一層の透明性、公平性を保持するため、審査基準や審査体制について検討する。

3 留学生への学資の支給その他援助

(1) 留学生の質の確保への留意

より適格な留学生の質を確保するために、各大学等での成績評価及び出席状況等の調査を行い、国費留学生に準じ、機構で行う私費留学生に対する学資の支給等援助に係る、採用時及び採用後の適格性の認定のための基準を設ける。

(2) 諸手続きの改善、効率化

中期計画の達成に向け、業務の電算処理等を推進するための必要な資料の作成・整理、様式の簡略化等を実施する。

(3) 国費留学生等に係る支給業務の円滑化

関係機関と緊密な調整を行いながら、円滑に移行し、支給できるように努めるとともに、支給事務合理化のためのシステム開発を検討する。

(4) 私費留学生に対する支援

私費外国人留学生等学習奨励費支給制度、先導的留学生交流プログラム支援事業

及び短期留学生推進制度による奨学金支給等支援業務を行う。

(5) 医療費補助の見直し

留学生の医療事情の現状分析を行い、その結果に基づき中期計画を具体化するための改善案を策定する。

4 留学生寄宿舍等の設置及び運営等

(1) 計画的な施設整備

既存の留学生寄宿舍等の現状調査・分析を行い、修繕の優先順位や安全計画等の施設整備計画を策定する。

また、支部等を活用し、地方公共団体及び大学等による宿舍提供の取組み、不動産業者・管理業者等の実情等について全国的な調査研究を行う。

(2) 入居者に対するサービスの向上等

① 留学生相談コーナーを各留学生寄宿舍に設置し、語学力・海外経験等を考慮した相談員を各留学生寄宿舍に1名以上配置する。

また、チューター・カウンセラーの配置計画を立案し、人材の選定を行う。その際には、地域の大学等、地方公共団体等に対してボランティア等の公募を行う。

② 地方公共団体、地域ボランティア等との連携・協力により、スポーツ大会、文化祭、芸術祭、各種文化教室、外国人留学生講師派遣等を実施する。その際には、留学生寄宿舍を有効に活用するとともに、実施経費の効率的、効果的活用に努める。

また、参加人数等の目標を設定するとともに、参加者に対する調査を新たに行い、その結果を分析し、平成17年度以降の業務の改善に反映させる。

③ 地域のニーズを調査し、地方公共団体や小・中・高・大学等に対して施設利用の周知を行い、業務に支障のない範囲で関係機関を含む諸団体等一般の様々な活動施設として提供し、併せて施設稼働率について、平成15年度実績以上を確保する。

また、施設利用料金を含めて、施設利用を増加させるための方策について検討を開始するとともに、利用者に対する調査を新たに行い、その結果を分析し、施設や機器の整備の参考とする。

④ 入居者に対し施設利用に関する調査を新たに行い、対象者の70%以上から肯定的な評価を得られるようにするとともに、その結果を分析し、留学生寄宿舍の管理運営方針策定の参考とする。

また、入居者の意見を常時間くための方法を検討し、実施する。

⑤ 事例の収集方法、編集方針、提供方法等について検討し、事例の収集を開始する。

(3) 留学生宿舍建設等への助成

- ① 地方公共団体等から申請があった場合には、助成の可否を検討し、必要性に則した機動的な対応を行う。
- ② 低廉で良質の宿舎確保及び大学等の民間宿舎開拓に資するため、指定宿舎事業を実施するとともに、指定契約内容、条件等の見直しに着手する。
また、留学生に対し効率的・効果的に良質で低廉な宿舎を確保する観点から、「指定宿舎事業」のあり方について見直し・改善を行うこととし、そのための調査研究を進める。

5 日本留学試験の実施

(1) 試験の質の向上等

試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に引き続き努める。

また、既に出題された問題について、利用大学から意見聴取を行い、試験問題の改善に資するとともに、「日本語教育センター」との連携方策について検討する。

(2) 利活用の拡大

- ① 海外における実施国・都市の数について1カ国1都市以上の拡大を図る。
- ② 渡日前入学許可実施校を平成15年度の43大学以上になるよう、積極的に大学等に対して様々な働きかけを行う。
- ③ これまでの「日本留学フェア」実施国に加え、試験新規実施国・都市において「日本留学フェア」若しくは「日本留学ミニフェア」を実施することにより、試験の利活用拡大のための情報提供に努める。

海外事務所設置国においては、日本留学説明会やシンポジウムを積極的に実施することにより、適切な日本留学情報の提供を行うとともに、試験の利用促進に努める。海外事務所を設置していない国においても、最寄りの海外事務所等を拠点とし、現地留学生会等と協力して積極的に説明会等を実施する。

6 日本語予備教育の実施

(1) 教育内容等の改善

- ① 学生を受け入れるに当たっては、準備教育課程を希望する学生、非漢字圏からの学生、大学院への進学を希望する学生等の受入れ等に配慮する。
- ② 予備教育の質の向上を図るため、以下の措置を実施する。
 - i) 大学院進学者のための教材並びに非漢字圏からの留学生のための中級教材を作成するため、基礎調査等を行う。
 - ii) プレースメントテスト及び学内一斉試験結果に基づいて、進路別・能力別クラス編成を行う。

- iii) 「東京日本語教育センター」において、パソコン教室を設ける。
 - iv) 「東京日本語教育センター」において、国費高専生については、少人数のクラス編成を行う。
 - v) 「大阪日本語教育センター」において、他の日本語学校生も受講できる基礎教科の聴講制度を開設する。
 - vi) 修了者に対する調査を新たに行い、その結果を分析し、平成17年度以降の業務の改善に反映させる。
- ③ 海外の高等教育機関及び予備教育機関等との連携、指導、協力を促進するため、以下の事業を実施する。
- i) 海外の外国人日本語教員に研修の場を提供する。
 - ii) マレーシア工科大学高専予備教育センターとの連携、指導、協力を促進する。

(2) 日本理解の促進

留学生の日本理解を促進するため、以下の措置を実施する。

- i) 国費留学生を対象に、地域の小学校の国際理解教育授業への参加を推進する。
- ii) 小・中・大学生・社会人との交流を実施する。
- iii) ホームステイ等への参加を推進する。

7 留学生交流推進事業

(1) 留学情報提供・相談機能の強化

- ① 留学情報センターによる情報提供・相談機能を強化するため、以下の措置を実施する。
- i) 日本留学・海外留学関連資料を作成し、ホームページへの掲載や多言語化等、留学情報提供・相談機能を強化し、留学に対する照会件数及びホームページへのアクセス件数を平成15年度実績以上とする。
 - ii) 「海外留学フェア」、「外国人学生のための進学説明会」等を実施する。
 - iii) 海外の高等教育機関等に関する調査を実施する。
 - iv) 留学に関する各種出版物を作成する。
 - v) 支部2箇所において、留学情報センターのサテライトとしての機能を強化するための調査を実施する。

② 海外事務所の増設

海外事務所増設箇所の候補地の検討、現地視察、選定等を行う。

- ③ 在外日本公館や教育機関等との連携の下、日本国内の教育機関等の参加を得て、「日本留学フェア」を海外諸国（10か国程度）で開催する。また、関係機関の協力を得て、機構において「日本留学ミニフェア」を開催する。

加えて、海外事務所主導で海外事務所設置国等において日本留学説明会等を実施

する。

- ④ 東京国際交流館の利用率を高め、経営効率を改善向上させるため、利用者へのアンケート調査等を実施するとともに、年間稼働率に関する中期計画の達成に向けて、広報活動、営業活動並びに周辺施設との連携を強化する。

(2) 国際的なセミナー等の開催

- ① 支部において、大学等の教職員等を交えて雇用主、家主との交流会等を開催し、留学生の適切な就労、居住環境に関する理解促進を図る。

また、地域との交流も視野に入れ、日本人学生と留学生との合同セミナーを企画・実施するとともに、参加者に対する調査を新たに行い、その結果を分析して、平成17年度以降の交流事業等の改善に反映する。

- ② 日本の大学と海外の大学が合同で実施するセミナーを共催し、支援を行う。

また、東京国際交流館において、日本の大学等と共催でシンポジウムを開催する。

(3) 帰国留学生に対するフォローアップの充実

帰国留学生に対する専門資料送付、帰国外国人留学生研究指導事業、帰国外国人留学生短期研究制度を実施する。

また、帰国留学生データベースへの帰国留学生データの登録を行う。

8 大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供

(1) 学生支援担当教職員に対する研修の充実

大学等学生支援担当教職員に対し、関係機関とも連携して以下の研修会を全国又は地域ごとに実施する。

また、各研修会に参加した教職員に対する調査を新たに行い、その結果を分析して、平成17年度以降の業務の改善に反映する。

i) 学生指導関連の研修会

全国学生指導研究集会

地区学生指導職員研究集会

学生指導担当職員研修

ii) 学生相談関連の研修会

メンタルヘルス研究協議会

全国大学保健管理研究集会

全国大学メンタルヘルス研究会

全国学生相談研究会議

iii) 就職指導関連の研修会

地区国立大学等就職指導担当職員研修

- iv) 修学指導関連の研修会
教務事務研修会
- v) 留学生交流関連の研修会
留学生担当職員研修
留学生交流研究協議会

(2) 学生支援関連情報の収集・提供等の充実

- ① 学生支援に関する事項を中心としつつ、高等教育に関する事項について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るため、月刊「大学と学生」を発行する。
- ② 大学等における学生支援の充実に資するため、(i)カウンセリング等の学生相談に関する情報、(ii)インターンシップや就職指導等に関する情報、(iii)転学等に関する情報、(iv)心身に障害を持つ者等への支援に関する情報など、学生支援に関する有益な活動事例等の情報を効率的、効果的に収集し、各大学等に対して提供するため、学生支援情報データベースの構築に係る研究を開始する。
- ③ 関係機関と密に連携をとりながら、支部において、ボランティア活動に関する情報を収集し、体験ボランティア等を企画・実施する。
また、大学等における学生ボランティア支援を推進するため、ボランティアセミナーを企画・実施するとともに、大学等のボランティア担当者間の情報交換の場を提供する。
- ④ 学生等の就職機会均等の確保と就職指導の充実に資するため、学生支援業務担当教職員及び企業の採用担当者を対象とする就職ガイダンスを全国規模で年2回開催する。
また、参加者に対する調査を新たに行い、その結果を分析し、平成17年度以降の業務の改善に反映する。
- ⑤ 学生支援を効率的、効果的に行う方法として、地域単位で大学等が連合してサービスの提供、各種交流事業を行う学生支援組織（コンソーシアム）形成の動きがあるものについては、支部を拠点にこうした動きに対する協力を行う。

9 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究

(1) 学生等の生活実態等に関する調査研究の実施

- ① 国の施策等に反映させるため、以下の調査を実施し、刊行物等を通じて速やかに調査結果を公表する。

またこれらの調査結果の集計・処理を電算化するため、必要な情報システムを開発し、運用を開始する。

- i) 学生生活調査
- ii) 奨学事業実態調査

iii) 留学生在籍調査

iv) その他学生支援に関する調査

② 学生支援に関する内外の関係機関との連携の強化に努める。

(2) 学籍簿管理に関する調査研究の実施

学校閉鎖等のため管理が行えなくなった大学の学籍簿管理については、引き続き関係機関と連携・協議しながら、機構の役割について調査、研究に着手する。

(3) 心身に障害を持つ者等への支援方策に関する調査の実施

心身に障害を持つ者の高等教育への進学、高齢者を含む生涯学習人口の増加に対応した新たな支援分野の開拓を進めるために、関係機関との連携に努めるとともに、専門的見地から調査研究を進める。

10 その他附帯業務

(1) 高校奨学金事業の都道府県への移管の円滑な実施

高校生等に対する奨学金の貸与・返還のモデルシステムの開発を行い、希望する都道府県に提供する。また、事務担当者を対象とする技術的助言等を行うための説明会等を実施する。

(2) 関係機関と調整を図りつつ、学生等の旅客運賃割引証に係る調査・発送を円滑に実施する。

(3) 学生支援の推進のため、広報活動と連携しながら、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を実施する。

また、機構としての特色をもった寄附金事業制度について研究を開始し、平成17年度以降の実施に備えた準備を進める。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 収入の確保等

① 留学生寄宿舍の館費及び「日本語教育センター」の入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。

② 寄附金の募集を行うとともに、寄附金を財源とした事業を実施する。

③ 学資金貸与事業においては、財投機関債を760億円発行し、自己調達資金の確

保に努める。

(2) 業務における固定経費の削減

既存業務のスクラップを含む大胆な見直しを行う他、情報化の推進及び外部委託の拡大等運営管理業務の合理化、縮減を進める。

また、留学生寄宿舍等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託することとし、併せて、役務契約等の見直しを行い、固定費削減について検討を進める。

(3) 学資金貸与事業における適切な債権管理の実施

① 返還指導、架電委託、債権分類、請求書の送付等、状況に応じた対応を可能とするため、架電記録や返還者の状況等が搭載できるよう電算プログラムの改修を行い、適切な債権管理を実施する。

② 貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。

(4) リスク管理債権の割合の抑制

リスク管理債権の割合に関する中期計画の達成に向け、確実な回収を行うための施策を実施する。

(5) 予算（平成16年度予算）

別紙のとおり

(6) 収支計画

別紙のとおり

(7) 資金計画

別紙のとおり

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は75億円とする。

想定される理由としては、運営費交付金の受入に遅延が生じた場合等である。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産処分等に関する計画はない。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

VI その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

東京工業大学すずかけ台地区の新施設完成には複数年を要するため、同地区内既設の施設の一部を賃借し、本部機能の一部先行移転を実施する。

既存の留学生寄宿舍等の現状調査・分析を行い、修繕の優先順位や安全計画等の施設整備計画を策定する。

2 人事に関する計画

(1) 方針

職員の能力開発及び人材育成の充実を図ることにより、職員の専門性の強化を図る。また、組織の活性化を図るため、公正な人事評価と処遇制度の導入と評価者訓練の実施に係る準備に着手する。

(2) 人事に係る指標

事務の集中化等の効率化、定型的業務の外部委託推進などにより、計画的な合理化減を行い、人員を抑制する。

(3) 専門性の強化、人材の育成

- ① 幅広い分野における専門的な能力を有する者の中途採用及び任期付任用等の実施の具体化について検討を行い、採用計画を策定する。
- ② 職員の能力・適正に応じ、これらを伸張するための研修計画を作成し、実施する。
- ③ 職員の資質の向上を図るため、国、国立大学法人、公益法人等と幅広く人事交流を行う。

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度 予算

(百万円)	
区 分	金 額
収入	
借入金等	481,737
運営費交付金	23,006
国庫補助金	1,051
施設整備費補助金	
貸付回収金	231,144
貸付金利息	10,471
政府補給金	11,477
事業収入	1,896
雑収入	1,865
計	762,647
支出	
学資金貸与事業費	682,032
一般管理費	3,027
うち、人件費(管理系)	1,456
物件費	1,570
業務経費	23,741
貸与事業を除く事業費	17,964
うち、人件費(事業系)	3,949
物件費	14,015
貸与事業業務経費	5,776
借入金等償還	43,306
借入金等利息償還	21,947
施設整備費	
計	774,053

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成16年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常経費	
一般管理費	3,027
業務経費	23,741
減価償却費	0
財務費用	
臨時損失	
収益の部	
運営費交付金収益	23,006
自己収入(その他の収入)	3,761
資産見返運営費交付金戻入	0
臨時収益	
純利益	0
目的積立金取崩額	
総利益	

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成16年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	730,612
学資金貸与	682,032
人件費支出	5,405
支払利息	21,965
その他の業務支出	21,210
投資活動による支出	0
財務活動による支出	43,440
長期借入金の返済の支出	43,440
次期中期目標の期間への繰越金	16,731
資金収入	
業務活動による収入	280,910
運営費交付金による収入	23,006
政府補給金による収入	11,477
国庫補助金による収入	1,051
貸付回収金による収入	231,144
貸付金利息	10,471
その他の業務収入	3,761
投資活動による収入	0
財務活動による収入	481,737
長期借入による収入	481,737
前年度よりの繰越金	28,137

各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。